

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
公募用地にかかる不動産鑑定評価等業務	2023年12月25日	一般財団法人 日本不動産研究所	3,201,000	<p>本業務は公募用地の不動産鑑定評価を委託するものであり、当該土地の評価にあたっては更地価格の評価だけでなく、本件土地上に存在する建物の解体費用の精査を行う必要があることから、通常の不動産鑑定業務に求められる地域精通性に加え、専門的知識や類似した業務の経験が求められるため、競争入札に適さない。</p> <p>また、本業務は昨年度に実施した王子公園再整備にかかる大学設置・運営事業者公募の際に決定した譲渡予定価格について、土地譲渡契約の締結前に改めて不動産鑑定評価を行い、譲渡価格を決定するものである。</p> <p>再評価にあたっては、譲渡予定価格の不動産鑑定評価を行った際と同一の前提条件のもと、同一の方式と査定項目を用いて不動産鑑定評価を行う必要があり、公募開始時点の譲渡予定価格を評価した事業者と契約を締結しなければ、契約の目的を達成できないため、特命随意契約を行う。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局未来都市推進課 (TEL: 595-6684)
新交通三宮駅におけるホーム上の安全検討業務	2023年10月4日	中央復建コンサルタンツ株式会社	7,700,000	<p>本業務は新交通三宮駅ホーム拡張の計画を踏まえて、ホーム上の混雑状況を確認する必要がある。</p> <p>左記業者は三宮駅ホーム拡張の設計実施者であることから、駅舎について熟知しているとともに、過年度業務において三宮駅のホーム拡張前後の旅客流動シミュレーションを実施した経験がある。</p> <p>本業務は西側改札運用等の諸条件を新たに追加した上で、過年度業務と同様の手法でシミュレーションを行い、過年度結果と比較検証し、接続される西側改札運用方針を検討する必要がある。</p> <p>このため、当該業者以外での業務実施が困難である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局未来都市推進課 (TEL: 595-6719)
神鉄シーパスイオン購入補助申請システムの機能追加業務	2024年1月18日	一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構 (TOPIC)	1,485,000	<p>本システムは、令和元年度総務省の調査研究事業である「公共交通機関におけるマイナンバーカードの利活用実現に向けた調査研究」の採択を受けた左記業者が総務省事業の委託費により、神鉄シーパスイオン販売業務のために独自に開発、構築したものである。</p> <p>本業務を履行できる者は、本システムを独自に開発・構築し、構成・機能を熟知するとともに、総務大臣の認定を受けてマイナンバーカード関連業務にも精通している左記業者のみである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局交通政策課 (TEL: 595-6720)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
デュオこうべ浜の手 非常用発電機移設に係る 荷重条件検討業務	2023年11月20日	株式会社日建設計 大阪オフィス	1,870,000	<p>本業務は、地下街「デュオこうべ浜の手」の建設時の構造設計に関する資料から、非常用発電機の移設に係る構造上の前提条件の検討や、耐震性照査の実施方針の立案をするものであり、令和6年度から実施する地下街防災推進事業に向けて、早急に検討を行う必要がある。</p> <p>委託先は、神戸市地下街防災推進協議会（本市と神戸地下街(株)で構成）より地下街防災推進事業に伴う計画策定業務を受託しており、地下街防災推進事業の実施に向けて、上記の計画策定業務と調整を図り、その検討内容を反映させる必要があるため、過年度に地下街の構造設計を実施し、その設計内容を熟知している委託先でなければ、本業務を迅速かつ確実に実施することが見込めない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局駅まち推進課 (TEL: 595-6705)
デュオこうべ浜の手 絶縁不良改修等業務	2024年1月22日	一般財団法人神戸住環境整備公社	38,841,000	<p>「公共工物の品質確保の促進に関する法律」第21条の規定により、本業務の遂行にあたっては、公共工物に関する法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる委託先に業務を依頼する必要がある。</p> <p>委託先は、本市の外郭団体であり、公共工物の発注関係事務の実績が豊富で業務に精通している。また、当該施設の建設にも携わっていることから、現場の状況や施設管理者との調整事項も熟知しており、本業務を遂行していくために必要な知識と能力を備えている。</p> <p>よって、委託先でなければ、本業務を確実に実施することが見込めないため、委託先に委託するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局駅まち推進課 (TEL: 595-6705)
デュオこうべ浜の手 受変電設備改修等業務	2024年1月22日	一般財団法人神戸住環境整備公社	58,850,000	<p>「公共工物の品質確保の促進に関する法律」第21条の規定により、本業務の遂行にあたっては、公共工物に関する法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる委託先に業務を依頼する必要がある。</p> <p>委託先は、本市の外郭団体であり、公共工物の発注関係事務の実績が豊富で業務に精通している。また、当該施設の建設にも携わっていることから、現場の状況や施設管理者との調整事項も熟知しており、本業務を遂行していくために必要な知識と能力を備えている。</p> <p>よって、委託先でなければ、本業務を確実に実施することが見込めないため、委託先に委託するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局駅まち推進課 (TEL: 595-6705)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
ミント神戸前デッキ昇降機の引込電線移設工事業務	2023年11月8日	三ノ宮駅ビル新築他工事特定建設工事共同企業体	33,000,000	本業務をJR新駅ビル側の諸条件が確定しない中で、令和5年12月末までに移設完了させるためには、新駅ビルの計画と一体で検討、施工する必要がある。 左記業者は、JR新駅ビル工事事業者であることから、当該区域の状況を熟知しており、本業務を遂行できる唯一の事業者であるため、左記業者に委託する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局都心三宮再整備課 (TEL: 984-0241)
三宮バスターミナル待合室の活用方法等検討業務	2023年12月1日	株式会社竹中工務店神戸支店	1,210,000	本業務は、民間ビル(神戸新聞会館)の一部を市が区分所有する三宮バスターミナルについて現況図面作成等を行うものであり、左記業者は本ビルの設計施工業者であるとともに、現在もビル管理の一部を担い、ビルの現況に精通しており、本業務を円滑に遂行できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局都心三宮再整備課 (TEL: 984-0241)
三宮駅前線(磯上横断部)他設計検討業務	2024年1月15日	中央復建コンサルタント株式会社 神戸支社	55,781,000	本業務で実施する撤去、架け替えの対象となる三宮駅前線(磯上線横断部)は一部橋脚がポータルライナー三宮駅近傍において、ポータルライナーアイランド線の橋脚を使用し架設されている。一方でポータルライナー三宮駅においてはホーム拡張工事が予定されており、現在詳細設計中である。 三宮駅前線(磯上線横断部)の撤去、架け替えによるポータルライナーアイランド線構造物への影響を十分に検討する必要があるが、三宮駅ホーム拡張工事が設計中であるため、その設計条件および状況に精通している必要がある。 左記業者は三宮駅ホーム拡張詳細設計業務の設計者であることから、当該詳細設計の状況を熟知しており、本業務を遂行できる唯一の事業者であるため、左記業者に委託する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局都心三宮再整備課 (TEL: 984-0241)
再開発建物保留床価格調査業務	2023年11月6日	山陽不動産鑑定株式会社	2,893,000	当委託業務は、前回調査を基にした再調査であるため、前提条件を踏まえた上での調査が必要となる。委託先は、前回調査を実施した事業者であり、前回調査手法を十分に把握しており、本業務を履行できる唯一の委託先である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局地域整備推進課 (TEL: 595-6747)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
大正筋商店街の憩いの場試験設置に係る設計施工業務 (その2)	2023年11月1日	大正筋商店街振興組合	9,000,000	当委託業務は、地元商店街店舗・地元住民と密に連絡・調整・連携を図りながら、合意形成を得る必要があるが、委託先は日頃より地元商店と密に連携し、大正筋商店街の活性化に取り組んでいる。また、今回の試験設置では、日常の維持管理を委託先が担うことになっているため、維持管理者の視点からデザイン・設計の検討を進めることが可能となる。 このことから、委託先以外には本業務を請け負うことは出来ない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (TEL: 595-6749)
阪神電鉄本線連続立体交差事業 用地処理業務	2023年10月6日	株式会社聖歩調査測量	4,400,000	本業務を行う事業者は、阪神電鉄から指定されており、また、平成11年～18年頃にかけて、阪神連立事業に係る阪神電鉄所有地の官民境界確定作業を阪神電鉄から一手に請負い、現地に精通している。さらに、令和4年度に高架下北側雨垂れ線外側分筆を実施した事業者であるため、当該事業者でなければ阪神電鉄との用地交渉に向けた事前調整が円滑かつ着実に遂行することができないと考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局用地活用推進課 (TEL: 595-6759)
会館及び集会所トイレ改修工事に係る設計及び施工等業務	2023年9月20日	株式会社こうべ未来都市機構	49,309,561	(株)こうべ未来都市機構は、各施設の貸室を市より借り受け、管理運営を行っている。このため、過去からの補修履歴を把握しており、各施設に合わせた的確な設計及び施工を行うことができる。また、各施設のトイレは、会館及び集会所利用者だけでなく近隣センター利用者も利用する場合があるため、同社が施工することにより、これらの利用者等との細やかな連絡調整が可能となり、また本件業務のために新たな人員は必要ないことから効率的な業務が見込まれる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6778)
デカパトスポンプ設備更新工事に係る設計及び施工等業務	2023年11月15日	ヤマハ発動機株式会社	4,253,854	六甲アイランドスポーツ・健康施設は、民間コンペにより選定されたヤマハ発動機株式会社が設計・建設し、当初より管理運営を行っている。そのため、施設及び設備を熟知しているとともに、これまでの補修履歴も把握している。また、施設内の清掃・点検業者等との細やかな調整も可能である。したがって、効率的かつ経済的な業務遂行が期待できるのは、左記事業者に限られる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6780)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
学園都市集会所スライディングウォール改修業務	2024年2月21日	株式会社こうべ未来都市機構	2,666,796	学園都市集会所の管理運営は、施設を市より借り受けた(株)こうべ未来都市機構が行っており、過去からの補修履歴を熟知していることから、当該集会所に合せた的確な施工を行うことができる。また、施工に当たっては、振動・音の発生の可能性があり、管理運営者である、同社に委託することで、利用者への連絡調整も的確に行うことができ、効率的な業務が見込まれる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6778)
ひよどり台会館給水配管引換に係る設計及び施工等業務	2024年2月22日	株式会社こうべ未来都市機構	3,524,400	ひよどり台会館を含むひよどり台団地中心施設の管理は、左記委託先事業者が行っており、過去からの補修履歴を熟知しているため、当該施設に合わせた的確な施工を行うことができる。また、本件業務中も施設を運営する必要があり、施工にあたっての利用者への連絡調整も的確に行うことができるため、同社に委託することで、効率的な業務が見込まれる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6780)
名谷駅前広場・須磨パティオ健康館前噴水設備改修工事に係る設計及び施工等業務	2023年11月20日	株式会社こうべ未来都市機構	5,309,700	株式会社こうべ未来都市機構は、市より名谷駅前広場の管理委託を受託している。このため、過去からの補修履歴を把握しており、各施設に合わせた的確な設計及び施工を行うことができる。また、本施設は、須磨パティオ健康館のすぐ前にあり、ビル所有者である同社は、商業施設利用者やテナント等とのきめ細やかな連絡調整が可能である。以上のことから、本業務を円滑・効率的に遂行出来る事業者は、株式会社こうべ未来都市機構のみである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (TEL: 595-6788)
ポートアイランド港島南町6丁目駐車場 駐車場用ゲート移設等業務	2023年12月8日	タイムズ24株式会社	5,855,300	本駐車場は、令和4年5月に行った見積り合わせにより、タイムズ24株式会社が選定され、同社が設計・整備した施設である。また、同社が令和4年7月の開設当初より運営を行っているため、同社は施設及び設備を熟知しているとともに、同社に委託することで効率的かつ経済的な業務遂行が期待できる。 なお、地元企業のみでは、駐車場の管理運営に関する専門的知識や技術・ノウハウを有する委託先が見つからないため、専門的知識や技術・ノウハウを有し、かつ準地元企業である委託先候補に本業務を委託する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (TEL: 595-6786)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
西神戸ゴルフ場建築物等解体撤去工事支援業務	2023年10月23日	一般財団法人神戸住環境整備公社	2,784,000	公共工事に係る発注事務は、一般的に入札(見積合わせ)・監督・検査となる。市の外郭団体は、工事に関する法令、積算基準、監督・検査等の専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる団体であり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているといえるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	都市局新都市工務課 (TEL: 992-0523)
ポートアイランド第2期他雨水施設台帳整備業務	2023年10月31日	株式会社オオバ神戸営業所	5,720,000	当業務において編集を行うデータベース(神戸市下水道台帳管理データベース)は、委託先が有する特殊なソフトによって構築されており、使用するデータも独自の特殊なデータ形式であるので、システムを開発し保守・運営を行っている当事業者に委託することでしか業務目的を達成できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	都市局新都市工務課 (TEL: 595-6792)
西神戸ゴルフ場跡地芝生付き建設発生土分別検討業務	2023年11月15日	大栄環境株式会社	5,500,000	当業務のような芝付き建設発生土の分別は事例がほとんどなくノウハウや実績を持つ事業者が限られている。委託先は廃棄物の分別処理に関する専門的な知識・ノウハウを有しているとともに、芝付き建設発生土の分別実績を有する機械を開発・製造しているメーカーをグループ会社に有しており、その試験工場も市内にあることから、自ら経済的かつ迅速・確実な業務の遂行が期待できる唯一の事業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	都市局新都市工務課 (TEL: 992-0522)
西神戸ゴルフ場跡地における樹木の試験伐採及び活用可能性検討業務	2024年2月22日	ひょうご森林林業協同組合連合会	4,950,000	委託先は、伐採木の利活用に関する専門的な知識と実績を有するとともに、市が進めている「こうべ森と木のプラットフォーム」(以下、「プラットフォーム」という。)の運営事業者である。プラットフォームは官民共同で森林循環の仕組みを目指す情報共有の場であり、森林所有者～森林整備事業者～木材流通・加工事業者～消費者までの幅広いネットワークを有しており、コナラ等の用材として一般に流通していない樹木の利活用も検討することができる。以上より、本業務で十分な成果を挙げることができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	都市局新都市工務課 (TEL: 992-0522)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
ポートアイランド (第2期) 中央緑地軸再整備 デザイン検討業務	2024年3月12日	株式会社アール・エフ・エー	9,460,000	<p>本業務の履行に関し、ポートアイランド・リボーンプロジェクトについてのこれまでの動きに精通していることが必要不可欠であり、委託先は、ポートアイランド・リボーンプロジェクトにおける将来像の核となるコンセプトや都市空間デザインについて提案しているほか、「ポートアイランド・リボーンプロジェクトにおける将来ビジョン検討支援業務」を本市より受託しており、将来ビジョンの深度化や短期的取り組みの立案も行っている。</p> <p>また、本業務の対象施設である中央緑地軸の再整備のコンセプトを定めるにあたっては、住民や島内企業から聞き取った内容も踏まえながら、その位置づけや期待される効果を検討する必要もあり、ポートアイランド・リボーンプロジェクトにおけるこれまでの取り組みに係る経験や知識が必要不可欠である。</p> <p>上記より、本業務の円滑かつ迅速な遂行及びポートアイランド・リボーンプロジェクトと整合したデザイン提案が可能な唯一の事業者である。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)</p>	都市局新都市工務課 (TEL: 891-6623)